

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
マルト建設（株） 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田565
令和5年3月23日～令和5年7月22日（4ヶ月）
地域1（北海道支社が所掌する区域）、地域2（東北支社が所掌する区域）、
地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注
2. 事実概要
有資格者であるマルト建設株式会社の代表取締役は、福島県会津農林事務所発注の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から設計金額を教えてもらった見返りに飲食等の接待を提供したとして、令和5年1月23日、贈賄の疑いで福島県警に逮捕され、同年2月13日、贈賄の罪で福島地方検察庁に起訴された。
また、同社の取締役は、福島県職員から入手した設計金額を別の会社に伝えて公正な入札を妨害したとして、同年2月13日、公契約関係競売入札妨害の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。
3. 競争参加資格停止措置理由
上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第2号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。イ 代表役員等	全地域について逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内

○問い合わせ先： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上